

1. 対象者

18歳未満(引き続き治療が必要と認められる場合には、20歳未満)の児童が厚生労働大臣が定める疾患(11疾患群、514疾病が対象※)に罹った場合に対象となります。

(※一定の認定基準があります。)

2. 自己負担

右表に記載された金額を限度とする患者一部負担額を医療機関に対して支払うことになります。
(重症患者に認定された方の自己負担はありません。)

小児慢性特定疾患治療研究事業における自己負担限度額

階層区分	自己負担限度額(月額)	
	入院	外来
生活保護法の被保護世帯	0円	0円
市町村民税が非課税の場合	0円	0円
前年の所得税が非課税の場合	2,200円	1,100円
前年の所得税課税年額が5,000円以下	3,400円	1,700円
前年の所得税課税年額が5,001円～15,000円	4,200円	2,100円
前年の所得税課税年額が15,001円～40,000円	5,500円	2,750円
前年の所得税課税年額が40,001円～70,000円	9,300円	4,650円
前年の所得税課税年額が70,001円以上	11,500円	5,750円

※生計中心者の市町村民税及び所得税が対象

3. 福祉サービスの実施

ア. 小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業

次の15品目の日常生活用具について給付しています。

給付品目:便器、特殊マット、特殊便器、特殊寝台、歩行用支援用具、入浴補助用具、特殊尿器、体位変換器、車いす、頭部保護帽、電気式たん吸引器、クールベスト、紫外線カットクリーム、ネブライザー(吸入器)、パルスオキシメーター

イ. 小児慢性特定疾患児ピアカウンセリング事業

小児慢性特定疾患児等を養育する親等の日常生活を送る上での不安や悩みなどを軽減するため、小児慢性特定疾患児等を養育していた者等による相談事業を実施しています。

4. 問い合わせ先

最寄りの保健所(福祉サービスのうち、日常生活用具給付事業については市町村担当課)にお問い合わせ下さい。

小児慢性特定疾患治療研究事業の給付制度径路図

